

所得区分概念図

- 1 受診者: 自立支援医療費(精神通院)の対象者
 2 給付水準: **自己負担については1割負担** (部分)。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。

← 一定所得以下 →		← 中間所得層 →		← 一定所得以上 →	
生活保護	低所得1	低所得2	中間層1	中間層2	一定以上
生活保護世帯	区市民税非課税 本人収入 ≤ 80万	区市民税非課税	区市民税 < 3万3千円 (所得割)	3万3千円 ≤ 区市民税 < 23万5千円 (所得割)	(23万5千円 ≤ 区市民税(所得割))
所得区分①	所得区分②	所得区分③	所得区分④		所得区分⑤ 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)
負担0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担限度額		
			重 度 かつ 継 続		
			所得区分④' 負担上限額 5,000円	所得区分④'' 負担上限額 10,000円	所得区分⑤' 負担上限額 20,000円

< 重度かつ継続の範囲 >

- ◆ 疾病、症状等から対象となる者
 - 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）の者
 - 精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- ◆ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - 医療保険の多数該当の者